

※11/11に実施したJEITAソフトウェア開発モデル契約セミナーのアンケートで頂戴したご質問・ご意見・ご要望に回答させていただきます。
※JEITAソフトウェア開発モデル契約およびITサービス契約の整備ならびに普及啓発活動に関して頂戴しましたご質問・ご意見・ご要望に関しましては、ソリューションサービス事業委員会において、検討させていただきます。

No.	ご質問・ご意見・ご要望	回答
1	判例は個々それぞれ内容が異なるが、もう少し踏み込んだ説明がほしかったです。	今回のセミナーでは時間の関係もあり、ポイントを説明させていただきましたが、次回セミナーを実施する際には、ご指摘の点につきましても、検討させていただきます。
2	「判例紹介」が分かりやすかった。もっとたくさんの判例を勉強したいと考えます。	今回のセミナーでは、時間の関係もあり、4件の判例を紹介させていただきました。 平成21年度の経済産業省の委託事業として、「情報システム・ソフトウェア取引トラブル事例集」(情報システム・ソフトウェア取引高度化コンソーシアム編)が作成され、2010年4月に経済産業省HPより公表されましたので、ご活用ください。 (URL: http://www.meti.go.jp/policy/it_policy/softseibi/trouble%20cases.pdf)
3	今回の契約をベースに実際に交渉したり、クレームのついた実例などを教えて頂きたい。	交渉実例やクレームのついた事例を紹介することについては、一般的にその性格上難しいと思われませんが、2010年度のWGの普及啓発活動を検討する中で検討させていただきます。
4	ユーザによっては、多段階契約が無理、あるいは細かい内容を書かない場合もある。別途作業範囲を記述する必要があると思う。SOWの事例が欲しい。	ご指摘のように、JEITAソフトウェア開発基本契約書第4条では、個別契約の中で、作業範囲を記述する旨規定していません。 SOWの事例につきましては、一般的にその性格上紹介することは難しいと思われませんが、経済産業省から公表されている「情報システム信頼性向上のための取引慣行・契約に関する研究会」最終報告書に記載されているものなどが参照可能です。
5	ベンダー側の条文であるので、ユーザー側が使用する場合どうしたらいいのか示して欲しい	JEITAモデルのベースは経済産業省のモデル契約です。経産省モデル契約は、ユーザ・ベンダが対等の立場で応分の負担を負うことを前提として、双方の意見を反映して作成されておりますが、これに、数多くの開発プロジェクトを手がけてきたJEITA会員企業が経験した開発実態を踏まえた工夫を加味した形で作成したのがJEITAモデルです。 JEITAモデル契約の解説書(「ソフトウェア開発モデル契約の解説」)では、各条文の背景、経産省モデルとの相違点、ユーザ・ベンダ双方の意見が分かれる場合の条文の選択肢(著作権の帰属など)についてもご説明しておりますので、JEITAモデルを使用される際は、それらを参考にベンダと協議していただき、双方にとって納得のいく契約書を作成していただきたいと考えます。
6	解説書の内容と重複しているところは参考頁を明示してほしい	次年度以降のセミナーにおいては、説明内容について、該当する解説書のページを記載する方向とさせていただきます。 なお、今回のセミナー内容と解説書の対応関係については、おおよそ次のとおりです。 ・第1部: 第1章、第2章 ・第2部: 第3章(一部判例について)、第4章(トラブル回避のポイントについて) ・第3部: 第1章、第3章
7	プログラムのバグとプログラムの欠陥において、その判定は難しいところと思われるが、具体的な(判例)例を説明いただいたが、もう少し説明を聞きたかった。	今回のセミナーでは時間の関係もあり、ポイントを説明させていただきましたが、次年度セミナーの実施を検討する際には、ご指摘の点につきましても、検討させていただきます。

No.	ご質問・ご意見・ご要望	回答
8	著作権がベンダに帰属するのであれば、契約上記載せず、著作権法に従うことでのよいのではないかと考えられますが、いかがでしょうか。	著作権の有効活用とユーザの競争力の保持のバランスの確保の観点から、著作権の帰属については、さまざまな規定がありうると思います。ソフトウェアの有効活用によりソフトウェアの生産性の向上を図るという当団体の基本的なスタンスを明確にするため、著作権の帰属等について契約書上に記載させていただきました。
9	JEITAモデル契約は変更、引用することが可能と理解しますが、著作権上問題ないでしょうか。	ご活用いただくシーンごとに考え方を示します。これと異なるシーンでのご活用の条件につきましては、JEITA事務局までお問い合わせください。 ・JEITAモデル契約の内容を説明、紹介する場合 →引用可、変更不可 ・実際の開発委託契約の素材として使用する場合 →変更可
10	ソフトウェアの所有権・著作権について教えてください。契約書によりますが、基本的にユーザに所有権、開発会社にソフトウェアの著作権があると認識しています。今回は納品されたソフトウェアについての質問ですが、開発されたソースプログラムは、 ①ユーザに納品されるのが一般的でしょうか？ ②納品されたソースプログラムをユーザが改修することは可能でしょうか？ ③不可能な場合、ユーザは必ず改修作業を開発会社に依頼しなければいけないか？ 上記のような問題は契約書に明記すればよいかと思いますが・・・ あまり契約書で見たことがなかったので質問させていただきました。	納入物のうちプログラムの複製物の利用については、JEITAモデル契約第45条(納入物の著作権)の第2項において、著作権法第47条の2に従って自己利用に必要な範囲で、複製、翻案することができるものと規定しています。なお、利用対象ソフトウェアに、第41条(秘密情報の取扱い)に定めるベンダの秘密情報が含まれる場合には、ユーザには、第41条の定めに従って秘密情報を取り扱っていただく必要があります。 【著作権法第47条の2】 (プログラムの著作物の複製物の所有者による複製等) 第四十七条の二 プログラムの著作物の複製物の所有者は、自ら当該著作物を電子計算機において利用するために必要と認められる限度において、当該著作物の複製又は翻案(これにより創作した二次的著作物の複製を含む。)をすることができる。ただし、当該利用に係る複製物の使用につき、第百十三条第2項の規定が適用される場合は、この限りでない。
11	外部委託契約にて、一次委託先が契約締結上丸投げ状況となっており、問題ありを指摘したが、二次委託先が連結決算対象の100%子会社であり問題なしとの見解です。コンプライアンス上、問題とならないか？	請負の形式でソフトウェア開発作業を委託しながら、実際には委託元の指揮命令下で一次委託先や二次委託先の労働者が作業に従事している場合、いわゆる「偽装請負」として労働者派遣法に違反する可能性があります。ご質問の記述のみでは詳しい内容はわかりかねますので、厚労省や各都道府県の労働局にご確認をお願い致します。
12	業務委託基本契約—その下での個別契約として運用している個別契約は3ヶ月で終了。自動継続はなく、3ヶ月毎に契約を締結して運用。個別契約が準委任契約の場合、印紙納税は必要か？(2号文書とするか、7号文書の例外事項とするのか？)	印紙税法は文書課税であり、文書の記載内容によってのみ判断されるものであるため、文書名によりません。ご質問の記述のみでは詳しい内容はわかりかねますので、管轄税務署にご確認をお願い致します。なお、国税庁HPからは、「印紙税の手引」(http://www.nta.go.jp/shiraberu/ippanjoho/pamph/inshi/tebiki/01.htm)などさまざまな情報が提供されていますので、必要に応じてご確認ください。

※12/7に実施したJEITAソフトウェア開発モデル契約セミナーのアンケートで頂戴したご質問・ご意見・ご要望に回答させていただきます。
※JEITAソフトウェア開発モデル契約およびITサービス契約の整備ならびに普及啓発活動に関して頂戴しましたご質問・ご意見・ご要望に関しましては、ソリューションサービス事業委員会において、検討させていただきます。

No.	ご質問・ご意見・ご要望	回答
1	多くの判例紹介をして欲しかった。	今回のセミナーでは、時間の関係もあり、4件の判例を紹介させていただきました。セミナーの最後にご紹介しましたように、経済産業省と協同で実施する「情報システム取引高度化コンソーシアム」では、今年度の取り組みとしてトラブル事例集を作成する予定となっております。コンソーシアムの活動状況は下記URLから確認できますので、ご活用いただければ幸いです。 http://www.softic.or.jp/consortium/
2	すべてのスライドを配布していただけると助かります。	セミナーの資料(一部を除きます)につきましては、12/10にJEITAソリューションサービス事業委員会HPから公開させていただきますので、ご活用ください。 URL:http://home.jeita.or.jp/is/committee/solution/index.html
3	モデル契約(経産省モデル)の活用状況について、何かしらデータ(アンケートデータ等)がございましたら、情報ご提供願いたく存じます。	経済産業省から(社)日本情報システム・ユーザー協会(JUAS)への委託調査として実施されたIT企業動向調査において一部言及されています。詳細は、JUAS(http://www.juas.or.jp/)にお問い合わせください。
4	モデル契約(JEITAモデル)の活用状況について、何かしらデータ(会員企業のアンケートデータ等)がございましたら、情報ご提供願いたく存じます。	現時点では、JEITAとして保有しているデータはございません。
5	H21年度のコンソーシアムの取り組みとして、取引・モデル契約に関する認定制度について、お話がございましたが、本件について情報ご提供願います。	経済産業省「情報システム取引高度化コンソーシアム」の活動はこの11月より開始されており、順次その内容は下記コンソーシアムのHPから公開される見込みですので、こちらをご確認ください。 http://www.softic.or.jp/consortium/
6	損害賠償保険の加入について、何かしらデータがございましたら、情報ご提供願います。	現時点では、JEITAとして保有しているデータはございません。
7	モデル契約のような契約を締結するのはまず無理。できたとしても交渉に1年近くかかる。理想的な契約に失敗しても、メール議事録等を活用し、リスクを回避できるのかを知りたい。	日本法上、契約は、申込みと承諾の意思表示の合致により成立し、それは書面によるか口頭によるかを問いません。従い、メール、議事録等を活用することにより、契約当事者間で、申込みと承諾の意思表示の合致があったと客観的にみなされるような状況であれば契約として成立するものと思われれます。
8	損害賠償規定、著作権規定の顧客への説明の仕方なども検討してほしい。(具体的かつ説得的に)	ソフトウェア開発モデル契約の解説((社)電子情報技術産業協会 ソリューションサービス事業委員会著作、(株)商事法律より出版)の第3章に、条文規定の考え方の詳細を記載しておりますので、こちらをご確認ください。
9	実際にモデル契約を使用した案件におけるユーザ・ベンダ側の契約交渉実例を紹介して頂きたかった	交渉実例を紹介することについては、一般的にその性格上難しいと思われれますが、2010年度のWGの普及啓発活動を検討する中で検討させていただきます。
10	再委託の中止請求について、「再委託が不適切となる合理的理由」がある場合で、ベンダとの再委託先の解除事由に該当しない場合の賠償負担はユーザ負担としているが、再委託先に再委託が不適切となるような過失があり、またベンダと再委託先との契約内容(解除事由)を開示してもらうことが事実上不可能な中で、ユーザ側としては信頼のおけない再委託先に続けて作業をさせるか、賠償金を払って再委託を中止するかのどちらかとなり、あまりにユーザに不利ではないか? 過失があるにもかかわらず解除できないような契約を再委託先と締結しているベンダーにも責任があるのでは?	JEITAソフトウェア開発基本契約書第7条2項は、ユーザから再委託先の中止請求があった場合の、ベンダと再委託先との契約の解除等の対応の考え方を整理したものです。ベンダと再委託先との契約の解除は、ベンダと再委託先との契約条件に従って行うこととなります。たとえば、ベンダと再委託先の契約の条件がJEITAソフトウェア開発基本契約書第52条の定めであれば、「本契約又は個別契約を継続し難い重大な事由が発生した場合」、「本契約又は個別契約のいずれかの条項に違反し、相当期間を定めてなした催告後も、相手方の債務不履行が是正されない場合」は解除ができることとなります。 なお、「再委託先が不適切となる合理的理由」がある場合でも、過去の別件における再委託先の行為が問題とされる場合など、必ずしも、ベンダと再委託先との契約において再委託先の違反、過失があるとは限らないことに留意する必要があります。

No.	ご質問・ご意見・ご要望	回答
11	要件定義の具体的事例が欲しかった。本セミナーをユーザーの立場から出席し、開発契約に活かしたいと考えているところ、資料にアニメーションをつかっていたので、パワーポイントの資料(データ)が欲しい(社内で共有するため)と思った。	セミナーの資料(一部を除きます)につきましては、12/10にJEITAソリューションサービス事業委員会HPから公開させていただきますので、ご活用ください。URL: http://home.jeita.or.jp/is/committee/solution/index.html
12	JEITAのモデル契約とJISAとはどの程度異なるか?対比表等?	対比表を下記URLから公開していますので、ご確認ください。 URL: http://home.jeita.or.jp/is/committee/solution/1004softmodel_JEITA-JISA-JEIDA.pdf
13	モデル契約の様な書面契約を締結することなく、システム開発に係る取引を行う場合、どのような対処をすることにより、作業工程及び作業終了後のトラブルを回避できるか?(例えば、システム開発に係る取引に限定されることなく全ての取引に適用される基本契約が締結されており、個々の取引は注文書・請書により行くとユーザが言われた場合)	作業工程及び作業終了後のトラブルを生じさせないようにするためには、仕様、納期、価格及び作業分担の詳細を当事者間で書面で合意することが重要で、挙げていただいた例のように、注文書・請書が取り交わされる場合は、これに取引の明細を記載した書面を添付することも、1つの方法となります。 このような書面を添付することが難しい場合でも、少なくとも上記No.7の解説のように、双方の合意があったと客観的にみなされるようなメール、議事録など両者間のやり取りの記録を残しておくことが重要と考えます。
14	ユーザ優位の取引の場合、実態として、作業着手→受注(正式発注)→契約書締結となることが多く、この場合、当該作業が相当程度進んでおり、取引条件も個々に、合意を得ながら(暗黙の合意を含め)進んでいると思われ、後付で、ユーザに対し、モデル契約のような条件を申し入れ合意を得るのは難しいと思われる。これをユーザベンダ双方対等の条件で合意を得る(契約を締結する)方策は何かあるか?	JEITAモデル契約は、委託作業に着手する前の提示、締結を想定して作成しているものです。セミナーで説明させていただきましたとおり、委託作業については、その前提条件を明らかにしたうえで、見積もりをし、かつ、作業内容、役割分担も明確にする必要があります。 契約当事者間でこのような合意形成を行うことを取引慣行として定着させていこうということが06年度からの経済産業省の取り組みであり、当団体も同様の考えです。モデル契約の普及啓発活動の中で、このような考え方の定着を図っていく予定でありますので、個別の案件でも、ぜひ、ユーザと会話して、納得間のある契約条件で合意してください。
15	ソフトウェア、ソリューションサービスの市場が拡大する中で、システム開発に係るユーザ、ベンダにおいて、今般の経済省のモデル契約又はJEITAのモデル契約の考え方、条文等はどの程度浸透し、実際の取引において一つの契約ドラフトとして、適用し得るレベルにあるとかがえてよいのか?ちなみに、ユーザ・ベンダ対等ではなく、ユーザ優位の取引の場合、当該モデル契約を適用していく為の方策はあるか?	[経済産業省モデル契約について] ・モデル契約の浸透度については、経済産業省から(社)日本情報システム・ユーザー協会(JUAS)への委託調査として実施されたIT企業動向調査において一部言及されています。詳細は、JUAS(http://www.juas.or.jp/)にお問い合わせください。 モデル契約の普及啓発活動については、経済産業省は06年度より引き続き、情報システム開発取引に係る信頼性の向上、取引慣行の改善、取引意識の向上に向けた活動を実施しています。また、08年度からは、「情報システム取引高度化コンソーシアム」が経済産業省と協同で普及啓発活動に取り組んでいます。コンソーシアムの活動状況は下記URLから確認できますので、ご活用いただければ幸いです。 http://www.softic.or.jp/consortium/ [JEITAモデル契約について] ・08年度取り組み(モデル契約解説書の出版、セミナーの実施)及び09年度の取り組み(セミナーの実施)によって、普及啓発活動を継続して実施しております。
16	工事進行基準導入により多段階契約の必然性は理解できるが、どちらかという大規模レガシーなシステム開発がモデルになるように思う。対象となる開発規模は明確にするべきと思う。	JEITAモデル契約は、経済産業省モデル契約(第一版)と同様、大規模システム(重要インフラ・企業基幹システム)を対象として想定しています。

No.	ご質問・ご意見・ご要望	回答
17	短期開発について、多段階契約が可能なのか？多段階でやった場合に途中でベンダ変更が可能なのか？類似プロジェクトを繰り返したベンダのみがプロセスの向上が可能ならば、請負見積を示して、類似プロジェクトの経験のあるベンダを選ぶだけでよいのではないのか？	ソフトウェアの開発プロセスを前提とすれば、短期開発であっても、仕様を確定するまでのプロセスと確定仕様に基づき開発するプロセスの契約は分割することが有益であると思われます。 ベンダの選定及び変更については、まさに、当事者間の契約での合意の仕方によりますので、実際に契約をされる場合には、この点を関係法務部門などと相談しながら進めていくのがよいと思います。
18	実際の案件において、どこまで実現可能なのか、考えられたうえででの発表なのか、疑問。全てをシステム仕様書に記載することはコスト面、速度面から実現できず、どうしても暗黙の了解が入りこむだろう。その件もふまえて、実務でのトラブル防止法を示せていないことに大いに不満！	開発ソフトウェアの仕様や開発の条件について、契約当事者間で認識に齟齬が生じない程度に書面で合意しておくことが、プロジェクトを円滑に遂行する(=契約の円滑な履行)うえで重要です。JEITAモデル契約では、経済産業省モデル契約と同様、基本契約及び個別契約が契約当事者の合意事項のすべてであることを規定しています(第3条第2項)。
19	ソリューションビジネスとは、従来の受託開発とは異なり、請け負うベンダは自らの持つノウハウをもって、相手にソリューションサービスを提供すべきものであり、ユーザのアイデアをもって、システム構築のみを請負うものではない。その点で、ユーザにシステム要件の提示を求める本モデル契約は、ソリューションサービスの契約ではないのではないのか？	JEITAモデル契約は、ユーザからベンダへのユーザ向けソフトウェアの開発委託に係る基本的な条件を定めることを目的とした契約です。従い、開発ソフトウェアの仕様や活用方法など、ユーザから情報をご提供いただき開発を進めていくことを想定しています。
20	瑕疵担保責任の内容についてですが、第53条(損害賠償)の第2項の「特別の事情から生じた」は「損害」の方だけでなく、「逸先利益」にもかかっているのでしょうか。言い換えると、「委託料の金額」の限度内であれば、「特別の事情」から生じたものでなし、通常の事情から生じた逸先利益ならば賠償範囲に含まれるとも読めそうですので、その意味なのかご教示ください。 (この点、通常の事情か、特別の事情かにかかわらず、逸先利益は賠償範囲に含めない趣旨であれば、「逸先利益」は「また」の後、「当事者の予見の有無を問わず……」の前に置くこともできると思うのですが、あえてモデル例の順序で記載されていることからすると、通常の事情から生じた逸先利益は賠償範囲に含めているという趣旨との理解で合っていますでしょうか。)解説ではこちらの趣旨のように感じました。	JEITAソフトウェア開発基本契約書第53条は、逸失利益について、通常損害、特別損害の別なく賠償の範囲から除くことを規定させていただいております。
21	配布されなかった資料について、HPで公開してほしい	セミナーの資料(一部を除きます)につきましては、12/10にJEITAソリューションサービス事業委員会HPから公開させていただきますので、ご活用ください。URL: http://home.ieita.or.jp/is/committee/solution/index.html
22	モデル契約を採用した事例の紹介が欲しいです。(どのベンダがモデル契約を採用して、締結実績はどうか等)	現時点では、JEITAとして保有しているデータはございません。